

## よくある問合せ

No.	問合せ内容	回答
1	補助金の対象となる車両を教えてください。	電気自動車(EV) ○ プラグインハイブリッド自動車(PHV) ○ 燃料電池自動車(FCV) ○ 超小型モビリティ × クリーンディーゼル自動車 × 側車付二輪自動車・原動機付自転車 × ミニカー × ※令和4年4月1日以降に初度登録が完了した新車
2	対象の車種を教えてください。	一般社団法人次世代自動車振興センター <a href="http://www.cev-pc.or.jp/">http://www.cev-pc.or.jp/</a> 対象車両一覧 <a href="http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4/R4_meigaragotojougen.pdf">http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4/R4_meigaragotojougen.pdf</a> ご確認ください。
3	補助金額はいくらですか。	電気自動車(EV) 100,000円 プラグインハイブリッド自動車(PHV) 100,000円 燃料電池自動車(FCV) 200,000円
4	現在、電気自動車(EV)を所有していますが、年式が古くなり新車の電気自動車に乗り替えようと思っ ていますが、補助金は受けられますか。	電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)からの乗り替えは、補助の対象になりません。 ※PHV→EVの乗り替えであっても補助の対象にはなりません。
5	販売店が県内に無いため、県外にある販売店で購入しますが、補助金は受けられますか。	県内の販売店で購入する必要があります。 県外の販売店で購入された場合は、補助金の対象にはなりません。
6	自宅に太陽光発電設備やV2Hがありませんが、補助金は受けられますか。	この補助金は、自宅に既設で太陽光発電設備とV2Hとが備わっている方と、車の購入と併せて太陽光発電設備とV2Hを新設される方を対象としていますので、補助金の対象にはなりません。
7	対象の車を購入しましたが、現在、自宅に太陽光発電設備やV2Hがないので、これから設置する予定です。いつまでに、設置が完了する必要がありますか。	「設備工事の着工日もしくは完了日がわかる書類」を提出書類にしますので、設備工事が令和5年1月31日までに完了している場合も含め、令和5年1月31日までに着工する必要があります。着工日の確認のため、契約書、発注書、注文書などの提出をお願いします。 (着工日が令和5年2月1日以降となれば、対象にはなりません)